

印刷業界における自主行動計画の徹底プラン

2023年9月
(一社) 日本印刷産業連合会

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、印刷業界において、「取引対価」や「支払条件」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認されました。(一社)日本印刷産業連合会(以下、日印産連という)の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるため、日印産連の会員10団体に所属する各社において、代表者以下、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、日印産連内に、「取引改善推進プロジェクト」を設置し、各事項の実施状況についての調査を実施し、その結果を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 取引対価・価格交渉について

1) 指摘事項

- ・取引対価は合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう十分に協議して決定すること。後指値など、態様によっては、下請法で禁止されている買ったときに該当する場合がありますことに留意すること。
- ・親事業者は、少なくとも年1回以上の協議を行うこと。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したときは、得意先上位企業にも働きかけつつ、十分な協議が行われるよう徹底すること。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇を背景とした価格協議の申入れを拒否すること。
- ・納品後に価格を一方的に決め、協議の余地もなく、親事業者の提示する価格を強要すること。下請代金は、合理的理由なく、事前に協議・決定せずに発注し、または発注後に増減すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇を背景とした取引対価の見直し要請があった場合は、これに応じ、十分に協議し取引対価を決定する。
- ・取引対価の見直し要請がない場合でも、見直しの必要性について、少なくとも年1回以上協議する等、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努める。
- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇分については、取引先上位企業にも働きかけ、必要な価格転嫁がサプライ・チェーン全体で円滑に進むよう努める。

- ・親事業者は、下請事業者の製造において必要な法令（消防法等）が守られているか確認する。

2. 短納期発注について

1) 指摘事項

- ・やむを得ず短納期で発注する場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の追加コストを負担すること。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・深夜残業や休日出勤等の特別対応を余儀なくさせる短納期で発注したにもかかわらず、代金の額を通常の特価のまま据え置くこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・やむを得ず、短納期発注や急な仕様変更などを依頼する場合は、対応に要する残業代等の費用を協議の上、通常の特価に加算して発注すること。

3. 支払条件について

1) 指摘事項

- ・下請代金の支払については、2026年までに現金化の取組みを強化していくこと。
- ・下請法及び振興法の対象となる取引の代金については、物品受領後60日以内において定める支払期日までに支払うこと。
- ・資本金の関係から下請法、振興法の対象外となる取引であっても、手形等の支払期日が短縮されることが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・サイト60日を超える手形やファクタリングでの支払を一方向的に続けること。
- ・手形やファクタリングによる支払いを現金払いに変更する際に、それを理由に一方的に下請代金を減じること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・2026年までに下請代金支払の現金化の取組みを強化する。とくに大企業は、率先して現金化を進める。
- ・下請代金の支払を手形等により支払う場合、手形等のサイトは60日以内に短縮するよう努める。また、割引料等について、下請事業者の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。
- ・手形については、政府の2026年廃止方針を踏まえ、電子記録債権等への切替えに努める。

4. 検査基準について

1) 指摘事項

- ・親事業者は、納品の検査の実施方法等について、あらかじめ下請事業者と協議して定めること。下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付をやり直させること

はできないことを徹底すること。発注側の業界に対しても、取引の適正化を働きかけていくこと。また、親事業者が自ら納品検査を行った場合等におけるやり直し、損害賠償については、不具合の有無及びその原因を明らかにし、一方的に下請事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させてはならないことを徹底すること。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・品質検査の基準や方法を事前にと決めず、担当者が感覚的に品質合否を判断すること。
- ・不良発生時に、その原因調査を怠り、正当な理由なく一方的に、全品検査や再製造を指示、およびそれらに係る費用を負担、損害賠償等をさせること。
- ・発注書等に品質基準が定められていないにもかかわらず、エンドユーザーからの指摘で、エンドユーザーが被った損害を下請事業者に賠償させること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・品質検査の基準や方法を事前にと決め、その基準に従って客観的に品質合否を判断する。
- ・不良発生時は、その発生原因を調査し、有責負担割合について十分協議した上で、合理的な範囲で、全品検査や再製造等の対応策、およびそれらに係る費用負担、損害賠償等を行う。

5. 型取引について

1) 指摘事項

- ・親事業者は、型の保管費用を支払うとともに、型の廃棄に関して書面等で明示した上で、不要な型の廃棄を進めること。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・型の保管・廃棄等の取扱いについて書面等で明示せず、量産終了後、長期間にわたり下請事業者は無償保管させること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・型の所有権、保管や廃棄の基準、保管料・廃棄料の負担について十分協議し、明確にする。
- ・年に1回、型の所在・保管状況を下請事業者を確認する。今後の使用が見込めないものは廃棄を進める。また、量産終了後の金型を保管させる場合は、保管料について近隣の駐車場等の相場を参考に十分協議し、支払う。

以上